

令和 7 年度

食の観光コンテンツ創出事業費補助金

公募要領

募集期間	令和 7 年 5 月 1 日（木）～ 5 月 30 日（金）
問合せ先	スポーツ・文化観光部観光振興課 TEL：054-221-3684 E-mail：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

1 事業の趣旨

静岡県では、本県の多彩で高品質な食材と、自然や景観、歴史、文化などの観光資源を融合し、来訪者に感動体験を提供するガストロノミーツーリズムを推進するため、食の観光コンテンツの創出に取り組むガストロノミーフォーラム（以下、「フォーラム」という。）会員に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

2 公募の内容

(1) 補助対象事業

フォーラム会員が連携し、地域ならではの食や食文化を活用し誘客促進を図ることを目的とした、旅行商品、イベント、キャンペーン、体験プログラム等の観光サービスで、インバウンドを視野に入れ、今後も継続して実施するものを創出する取組

<留意点>

- ・原則、令和7年度中に事業化（旅行商品としての販売、イベントの開催 等）できる取組が対象となります。令和7年度中に事業化が難しい場合は、いつまでに事業化するかを事業計画書に明確に記載してください。
- ・採択後、県及び県が設置するガストロノミーツーリズムコーディネータによる伴走支援を受けていただき、必要に応じて事業内容を変更していただく場合があります。

<対象となる取組例>

分 野	取 組 例
旅行商品	・地元食材の生産者、宿泊施設、料理人、旅行会社が連携した、美食体験宿泊プランの開発
イベント、 キャンペーン	・伝統文化施設内で料理の提供と歴史文化を学べる文化体験ダイニングイベントの開催
体験プログラム	・食と農業体験やビール醸造見学等を行う体験型プログラムの開発・広報

<対象外となる取組例>

- ・国や自治体の補助金等を活用する事業
- ・既存事業（ただし既存事業を応用し、新規性が認められる取組は対象となる場合がある）
- ・新たな食の観光コンテンツの創出に直接の関わりがない取組（目的外の機器等の整備、飲食店・生産者の事業運営等）
- ・本補助事業の実施場所が静岡県外であるもの
- ・1回限りのイベントで、次年度以降の具体的な展開の計画がないもの

(2) 補助対象者

以下のアからキまでの全てを満たす者（全ての構成員がアからキまでの全てを満たすこと。）

ア フォーラムの会員であること。

※会員は随時募集しています。申込に関しては、下記 HP の会員規則及び申込様式を御確認ください。（HP:<https://shizuoka-gastronomy.jp/forum/>）

イ フォーラム会員の2者以上の連携があること。（提案資料内に、連携する会員を記載）

ウ 直近1年間における静岡県税を滞納していないこと。

エ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- キ 次の(ア)から(キ)のいずれにも該当しないこと。
- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - (ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(3) 補助対象経費

科 目	内 容	備 考
事 業 費	報償費、会議開催費、ニーズ調査費、新商品等開発費、イベント開催費、ウェブサイト構築費、広告宣伝費、使用料及び賃借料、その他事業の実施に要する経費	人件費、旅費は対象外とする
委 託 費	事業を他の者に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする

【経費全般に関する留意事項】

- ・当該事業の実施のためだけに使用するものを補助対象とすること。
- ・すでに実施している事業に係る経費は補助対象外とすること。
- ・他の補助制度により、当該事業の経費の一部補助している事業にかかる経費は補助対象外とすること。
- ・旅行者のツアー代金、景品など、個人給付にあたるもの、その他食の観光コンテンツ創出事業にかかる経費として適当と認められない経費は補助対象外とすること。
- ・備品購入費については、原則、対象外とすること。
- ・対象となる経費は、発注（契約）から支払までが補助対象期間内にあるものに限ること。
- ・支払をしたことがわかる証拠書類が保管されているもののみを補助対象とすること。
- ・支払は、現金、振込及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺払等は認めないこと。口座振替のうちクレジットカードでの支払については、カード名義が補助事業者または構成員と同一である場合のみ対象とすること。
- ・消費税込み30万円以上同150万円未満の場合は請書を徴収し、同150万円以上の場合は契約書を締結すること。ただし、委託の場合は金額にかかわらず契約書を締結すること。
- ・消費税は補助対象としないので、交付申請等に当たっては消費税抜きの金額を用いること。公共交通機関の運賃のように内税表示の場合は、表示額に100/110等適正な率を掛けて1円未満を切り捨

てた金額とすること。

- ・振込手数料、代引手数料等は補助対象としないこと。
- ・補助事業以外の書類と区分し、見積書、契約書（請書）、納品書、請求書、領収書といった順に、取引の流れに添って保管すること。
- ・連携する会員へ支払う委託費等を補助対象とする場合、必要性和経費の妥当性を明確にすること。
- ・その他、経費に関する不明点がある場合は、観光振興課に問い合わせること。

(4) 補助対象期間

補助金の交付決定の日から令和8年2月28日まで

※事前着手（交付決定日前の発注、契約の締結、納品、支出）は認められません。

(5) 補助率及び補助上限額

補 助 率	補助上限額
1／2以内	2,000,000円

※総事業費が500,000円以上の事業に限る。

※1,000円未満切り捨て

3 応募手続き

(1) 応募期間 令和7年5月1日（木）から令和7年5月30日（金）まで

(2) 受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日を除く）

(3) 申込方法 上記期間に必要な書類（「下記(5)必要書類と必要部数」参照）を持参又は郵送により提出。（※電子メール、ファックスによる提出は認めません。）
なお、郵送の場合は、発送記録が残る方法（書留等）で行ってください。

(4) 提出先 〒420-8601
静岡県葵区追手町9番6号
静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課

(5) 必要書類と必要部数

- ア 応募申込書（別紙様式1-1）及び事業計画書（別紙様式1-2）…各7部（正1部、副6部）
 - イ 収支予算書（別紙様式2）…各7部（正1部、副6部）
 - ウ 直近3か年の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）…1部
 - エ 会社案内等 企業等の情報（事業内容・従業員数等）がわかるもの…7部
 - オ 直近期の県税納税証明書…1部
- ※市町又は個人の場合はウ～オは不要。

(6) 様式等の入手先

下記からダウンロードしてください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1043849.html>

（静岡県観光振興課ホームページ）

4 審査方法・基準

(1) 審査方法

- ア 県が設置する審査委員会において、事業計画等に基づき、書面審査を行います。必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。
- イ 審査委員会の審査結果を踏まえて、県が補助事業者を採択します。
- ウ 採択結果は、応募申込者全員に通知します。

(2) 審査基準

以下の基準に基づき審査します。

区 分		内 容
要件審査		・実施主体がこれまでにやったことがない新しい事業であるか。又は、既存事業の応用の場合は、応用した点が明らかな事業であるか。 ・国、県、市町等による補助事業又は委託事業と内容が重複していないか。
事業 有効性 審査	ア コンテンツ の魅力	・創出する食の観光コンテンツが魅力的で、旅行者から選択されるものとなっているか。 ・他のコンテンツとの差別化が図られているか。
	イ 計画の 実現可能性	・事業計画は明確で妥当な内容となっているか。 ・事業実現に向けた体制・連携がとられており、各構成員は必要な能力を有しているか。
	ウ 事業の 将来性	・確実に事業化ができる計画となっているか。 ・インバウンドが取込める内容となっているか。 ・将来的に事業の横展開などが期待できるか。
	エ 経費の 妥当性	・事業内容に整合する経費が計上されているか。 ・各経費の積算が合理的で適切なものとなっているか。

※審査基準の要件審査に適合しないものは採択しません。

(3) 採択予定件数

5件程度

※採択基準に満たない応募については、採択件数が5件以下でも採択しません。

5 事業採択後の補助金交付申請

事業を採択された事業者は、採択通知後に、補助事業に係る正式な交付申請手続きが必要になります。

交付申請に当たっては、「食の観光コンテンツ創出事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の内容を必ず御確認ください。

6 その他の留意事項

(1) 応募に係る費用は全て事業者の負担とします。

(2) 提出書類は審査のみに使用し公開しません。なお、提出書類は返却しません。

(3) 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めません。（県からの指摘による場合は除く。）

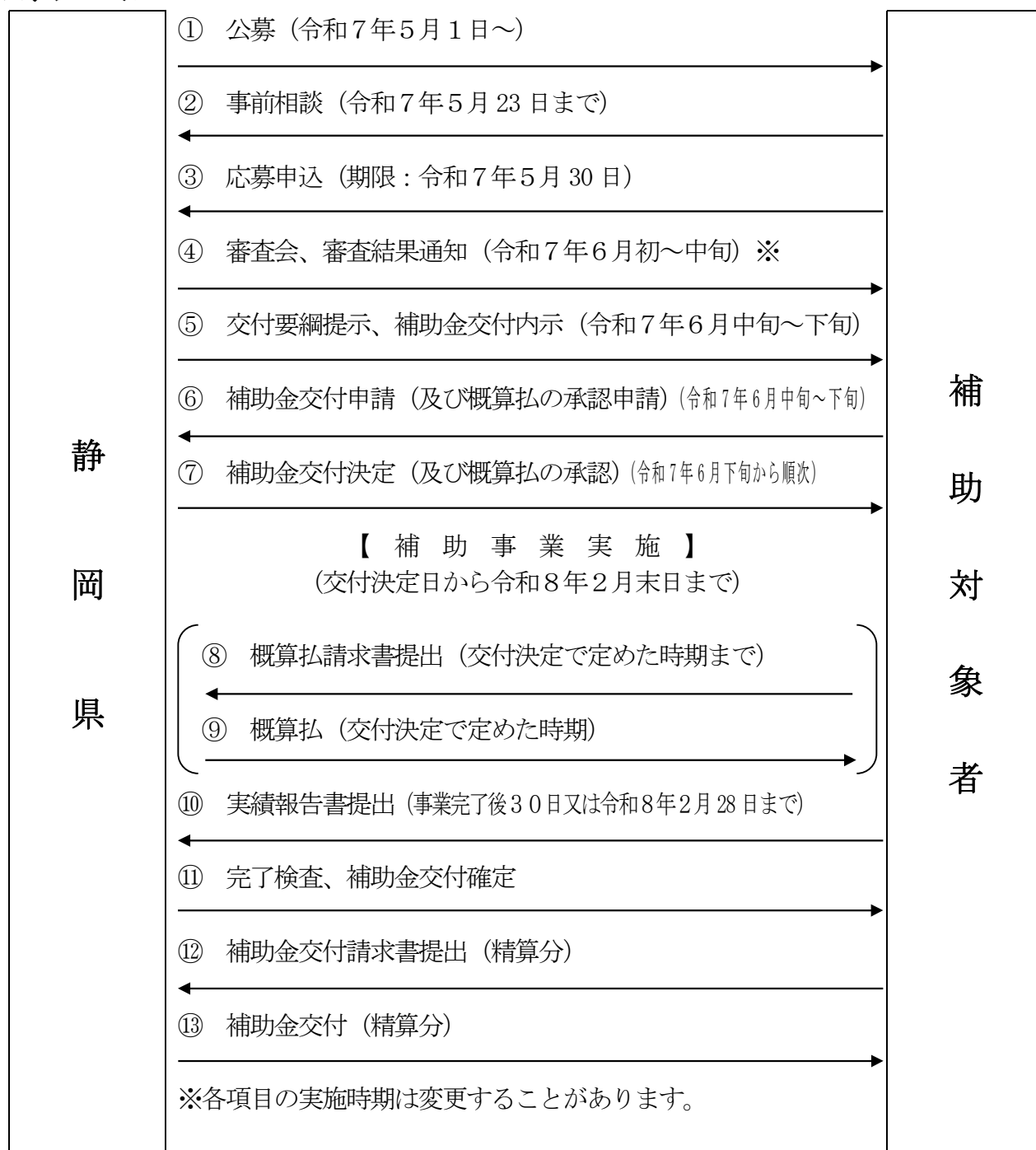
(4) 応募状況、審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

(5) 同一又は類似の内容で他の公的な助成金又は補助金を受けているもの又は採用が決定しているものは補助対象経費から除きます。

(6) 補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって明確に確認できるものです。

- (7) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の完了検査で県が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。
- (8) 採択後、補助金の概算払ができる金額には限りがあるため、事業期間内の立替払いが可能であることが必要です。また、補助事業の完了の日までに、事業経費の支払いが全て完了している必要があります。
- (9) 採択時や事業終了時等に採択事業者の名称、事業計画の名称及び概要、事業の実績等について、県のホームページ等で公表することがあります。また、事業内容及び成果について、県が作成する各種発行物等への記事掲載や行事の場での展示、会議等における報告等に御協力いただく場合があります。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはなりません。また、知事の承認を受けてこれらの財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあります。
- (11) 本事業の実施に当たっては、他者の知的財産権等を侵害しないことを補助対象者の責任において随時確認したうえで、事業を実施してください。
- (12) 事業実施に伴う成果物や経理書類等は、事業終了後5年間保存していただきます。
- (13) 補助事業期間中及び補助事業終了後に行われる検査等により不適切な事項が判明した場合は、補助金の交付の決定や交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがあります。
- (14) 本事業により造成した食の観光コンテンツについて、事業実施後に原則3年間、実施状況（販売額・参加者数 等）を報告いただきます。報告内容については、県の指示に従ってください。
- (15) 事業実施にあたっては、公募要領及び交付要綱の内容を遵守してください。公募要領及び交付要綱に定めのないことで、不測の事態が生じた場合は、県と補助対象者が誠実に協議したうえで決定することとします。

7 スケジュール



【事前相談】

- （1）申請に際しては、事前相談が必須です。**申請前に必ず**ご相談ください。
- （2）補助事業の趣旨や補助対象経費等について理解をいただく為に大変重要です。
- （3）仮作成した申請書類等を、あらかじめ事務局にEメールもしくは直接ご持参いただきますと、より具体的なご案内が可能です。
- （4）申請者からの相談に限ります。

8 問い合わせ先

■静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課

電 話 054-221-3684

F A X 054-221-3627

E-mail kankou3@pref.shizuoka.lg.jp